

会議等の公開について

1 会議の公開について

- (1) 検討委員会の会議は、原則公開とする。
- (2) 希望者には傍聴を認めることとする（先着順又は抽選）。
- (3) 検討委員会の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。この場合、会議の非公開の決定は、委員長が会議に諮って行う。

2 会議録の作成方法について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - ① 会議名、開催日時、開催場所、出席者
 - ② 議題
 - ③ 傍聴人の数
 - ④ 審議内容（発言委員名を明記し、発言の要点のみ記載する。）
 - ⑤ その他、必要な事項
- (2) 委員長は、毎回の会議において会議録署名人2名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- (3) 会議録及び会議資料は、会議終了後、市ホームページにおいて公開し、総合政策課において閲覧に供する。

【参考】

《自治基本条例（平成26年条例第1号）》 ～抜粋～

（委員の公募及び審議会等の公開等）

第32条 市は、市が設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、原則として公募による委員を含めなければならない。

2 市は、委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を保ち、審議会等の設置目的に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な要件に配慮しなければならない。

3 市は、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。

4 市は、審議会等の開催情報、会議結果等を公表しなければならない。